

## 「日中一時支援事業」重要事項説明書

社会福祉法人千寿福祉会  
津山市障害者福祉センター 神南備園  
日中一時支援事業所

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条・第77条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当施設では、利用者に対して日中一時支援サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として地域生活支援事業の支給決定を受けた方が対象となります

### — 目 次 —

1. サービスを提供する事業所
2. 利用施設
3. 利用施設の概要  
居室、施設設備、利用上の注意事項
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金  
サービス内容、利用料金お支払い方法
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について
7. 苦情の受付について
8. 個人情報保護について

### 1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 千寿福祉会 (せんじゅふくしかい)
所 在 地	岡山県 津山市 瓜生原 3 2 6 - 1
代表者氏名	理事長 小 林 和 彦 (こばやし かずひこ)
設立年月日	昭和 5 5 年 2 月 1 3 日

### 2. 利用施設

施設の種類	日中一時支援事業
施設の名称	津山市障害者福祉センター 神南備園 日中一時支援事業所
事業の目的	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を事業の目的とする。
主たる対象者	当施設は原則として、地域生活支援事業の支給決定を受けた身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児を主たる対象者とする。
施設の所在地	岡山県津山市大谷 6 0 0 番地
TEL	(0 8 6 8) 2 4 - 9 4 0 2
FAX	(0 8 6 8) 2 4 - 9 4 0 7
管理者氏名	小林孝行 (こばやしたかゆき)
事業の運営方針	障害者等に活動の場を提供し、日常生活介護や社会に適應するための日中活動等を行う。
開設年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日
利用定員	日中一時支援事業 5 名
事業の実施地域	津山市・真庭市
営業時間	午前 9 時から午後 4 時までとする。
定休日	土曜日・日曜日及び年末年始 (12月29日～1月3日) 及び巡回更生相談日
窓口受付時間	午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5

### 3. 施設設備利用上の留意事項

当施設において、施設設備を利用するにあたり、以下の点にご注意ください。

- ①共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。
- ②故意又は重大な過失により、施設、設備、備品を損壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により修復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただくことがあります。
- ③施設内の喫煙スペース以外での喫煙は出来ません。また、施設内での煙草以外の火気の使用は原則として禁止です。

④宗教、思想の自由は尊重いたしますが、施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などは行うことが出来ません。

⑤個人の所有物について、極力必要な物だけとして下さい。食後などの薬、着替え用の衣類や、日中の活動で必要なもの等。

⑥利用者ご本人が管理する現金、貴重品の管理責任は全て当該利用者にあるものとして、当施設がそれらに関して一切の責任を負いません。

⑦受給者証については、「住所」及び「利用者負担額」「支給量」など受給者証の記載内容に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。

#### 4. 職員の配置状況

##### 〈主な職員の配置状況〉

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名（兼務）	1名
5. 生活支援員	1名以上	

##### ※常勤換算

職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

##### 〈主な職員の勤務態勢〉（標準的な時間帯における配置人員）

職種	勤務体制
生活支援員	8：30～17：30

##### 〈協力医療機関〉

津山第一病院

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第4条、5条参照）

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- |   |
|---|
| ①地域生活支援事業費から給付されるサービス<br>②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔①以外のサービス〕 |
|---|

##### （1）当施設が提供するサービスと利用料金

以下のサービスについては、食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体のうち9割が地域生活支援事業費の給付対象となります。事業者が地域生活支援事業費を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、地域生活支援事業費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

#### <サービスの概要>

- i 「介護」・・・適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援/日常生活の充実の為の介護などを提供します。
  - ・・・排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います。
  - ・・・移乗、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います。
  - ・・・入浴日にご利用される場合、希望される方は入浴して頂きます。
  
- ii 「食事の提供」・・・利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。

食事時間： 昼食：12:00～
  
- iii 「健康管理」・・・常に利用者の健康状態に注意し、健康保持のための適切な支援を行います。
  - a 健康管理など
    - ア) 血圧測定      イ) 検温      ウ) その他、必要とする支援を行います。
  - b 服薬  
主治医との連携を図り、看護師による適切な服薬管理、指導、点検を行います。
  - c 緊急時の対応  
サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに指定医療機関または救急医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。なお、急変時の対応については、その経過ならびに結果をご家族にご連絡いたします。
  - d リハビリテーション  
利用者に対し、心身の自立を目的とした訓練、又は機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行います。
  
- iv 「社会的活動への支援」
  - a 生活相談、支援  
常に利用者の心身の状況に応じて、適切に社会的自立への相談、支援を行います。相談、支援の実施にあたっては利用者の人格に十分に配慮して実施します。
  - b 余暇活動  
年中行事、日中活動などを実施します。
  
- v 「送迎」・・・津山市内(当事業所より概ね20km以内の区域)  
ただし、通常の実施範囲を超えて送迎をおこなうこともあり得る。

#### <サービス利用料金(1日あたり)>

利用者の障害程度区分に応じたサービス利用料金(各市町村で定めるもの)から、地域生活支援事業の給付額(全体の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費等の金額を、利用者にお支払いいただきます。

別表1に記載

## (2) (1) 以外のサービス

下記のサービスについては、地域生活支援事業の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には所定の料金をお支払いいただきます。

なお、所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前にご説明いたします。

### ① 食事代等

昼食代 : 450円 (300円は津山市が食事体制加算として負担する場合があります。)

### ② 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

- ・クラブ活動、レクリエーションの中でも個人的に使用する教材、物品など。
- ・個人的な用件で使用するコピー、ファックス、電話に係る費用。  
(コピー1部: 10円、FAX1回線: 10円、電話: 表示された料金)

### ③ 日常生活上の諸費用

- ・個人的な嗜好品や生活用品など

### ④ 支給物品以外

おしめ類、食事時使用する食器類、車椅子の貸し出し、入浴時に必要な石けん類は費用がかかりません。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)に関する利用料金、費用は1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法で期限内にお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

中国銀行 津山東支店 普通口座 1701027

社会福祉法人千寿福社会

津山市障害者福祉センター神南備園

日中一時支援事業所 理事 小林和彦

## 6. 利用者の記録や情報の管理、開示について (契約書第7条第6項参照)

○事業所は関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。)

○保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

○閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前8:30～午後17:15です。

## 7. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口 (担当者)

サービス管理責任者 小林 孝行 (こばやし たかゆき)

#### ○苦情解決責任者

統括管理者] 鳥越 淑章 (とりごえ としあき)

○苦情解決第三者委員 社会福祉法人大崎ゆりかご会 金崎 正次郎

- ・苦情に関する受付は担当者により随時受け付けています。
- ・苦情解決第三者委員が要請により来苑し、苦情を受け付けます。
- ・意見箱を設置しています。
- ・ご契約者本人だけでなく、ご家族もこの制度をご利用いただけます。
- ・なお、苦情について守秘義務は遵守いたします。

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山県社会福祉協議会 (岡山県運営適正化委員会)	岡山県岡山市南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内 086-226-9400 (FAX兼用)
-----------------------------	---

※その他、各福祉事務所・市町村役場においても苦情の受付を行っております。

## 8. 個人情報保護について

- ・事業者及びその従業員は、利用者に対するサービスの提供にあたり、知り得た利用者に関する各種情報を外部に洩らしません。
- ・事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者に関する情報を洩らすことのないよう、必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

日中一時支援事業のサービス提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業所名) 津山市障害者福祉センター 神南備園

(説明者職名) 管理者・サービス管理責任者 小林 孝行 印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容について同意したことを確認します。

(利用者)

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(身元引受人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 続柄 \_\_\_\_\_